

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

一	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	1
二	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）（抄）	9
三	動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）（抄）	10

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 個体等の取扱いに関する規制

第一節 個体等の所有者の義務等（第七条・第八条）

第二節 個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止（第九条 第十九条）

第三節 国際希少野生動植物種の個体等の登録等（第二十条 第二十九条）

第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業の規制

第一款 特定国内種事業の規制（第三十条 第三十三条）

第二款 特定国際種事業の規制（第三十三條之二 第三十三條の五）

第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等（第三十三條の六 第三十三條の十五）

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者の義務等（第三十四条・第三十五条）

第二節 生息地等保護区（第三十六条 第四十四条）

第四章 保護増殖事業（第四十五条 第四十八条）

第五章 雑則（第四十九条 第五十七条）

第六章 罰則（第五十八条 第六十六条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（責務）

第二条 国は、野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）が置かれている状況を常に把握するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2・3 （略）

(定義等)

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他の種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。

二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6 (略)

(緊急指定種)

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2～7 (略)

(捕獲等の禁止)

第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種(以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。)の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合

三 人の生命又は身体の保護その他の環境省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る譲渡し等をする場合
- 二 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合
- 三 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの（以下「原材料器官等」という。）並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定器官等」という。）の譲渡し等をする場合
- 四 第九条第二号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合
- 五 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合

六 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であつて環境省令で定める場合

七 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

2 環境大臣は、前項第六号又は第七号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(輸出入の禁止)

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(陳列の禁止)

第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合は、この限りでない。

(陳列をしている者に対する措置命令)

第十八条 環境大臣は、前条の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者に対し、陳列の中止その他の同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入若しくは陳列に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 環境大臣 第十条第一項若しくは第十三条第一項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者

二 環境大臣及び経済産業大臣 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

三 経済産業大臣 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

2・3 (略)

(個体等の登録)

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの(以下この章において「登録要件」という。)に該当するもの(特定器官等を除く。)(の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。)

2 前項の登録(次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十九条第三号において「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に登録の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

4 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、前項の登録票(以下この節において「登録票」という。)(でその個体等に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。)

5 第十二条第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

(原材料器官等に係る事前登録)

第二十条の二 一年間につき政令で定める数以上の登録要件に該当する原材料器官等(特定器官等を除く。)(の譲渡し又は引渡しをしようとする者は、あらかじめ、その譲渡し又は引渡しをしようとする原材料器官等の種別、数、予定する入手先その他の事項で環境省令で定めるものについて

環境大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一・二（略）

2 前項の登録（以下この節並びに第五十九条第三号及び第四号において「事前登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に事前登録の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、事前登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、事前登録に係る原材料器官等の数に応じた枚数の事前登録済証を交付しなければならない。

4 前条第五項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

（事前登録を受けた者の遵守事項等）

第二十条の三 事前登録を受けた者は、事前登録をした事項に適合する原材料器官等の譲渡し又は引渡しをしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その譲渡し又は引渡しをする原材料器官等ごとに前条第三項の事前登録済証（以下この節及び第五十九条第四号において「事前登録済証」という。）に必要な事項の記載をし、これをその原材料器官等に添付しなければならない。ただし、事前登録を受けた日から起算して一年を経過した日以後においては、その記載をしてはならない。

2・3（略）

4 環境大臣は、事前登録を受けた者が、事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第一項本文に規定する記載をし、若しくは虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をし、又は事前登録に係る原材料器官等若しくは事前登録済証に關し次条第一項から第三項まで若しくは第二十一条第一項の規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、第一項本文の規定により記載をすることを禁止することができる。

5～7（略）

（登録個体等及び登録票等の管理等）

第二十一条 登録又は事前登録（以下この章において「登録等」という。）に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証（以下この章において「登録票等」という。）を備え付けておかなければならない。

2 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し等は、その個体等に係る登録票等とともにしなければならない。

3 登録票等は、その登録票等に係る国際希少野生動植物種の個体等とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。

4 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者（事前登録を受けた者から、その事前登録に係る原材料器官等に係る前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証とともにその原材料器官等の譲受け又は引取りをした者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日（事前登録に係る原材料器官等の譲受け又は引取りをした者にあつては、三月）を経過する日までの間

に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

(登録票等の返納等)

第二十二條 登録票等(第二号に掲げる場合にあつては、回復した登録票)は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その日から起算して、登録票にあつては三十日、事前登録済証にあつては三月を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならない。

一 登録票等に係る国際希少野生動植物種の個体等を占有しないこととなつた場合(登録票等とともにその登録票等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しをした場合を除く。)

二 第二十条第四項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

2 第二十条第四項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等を亡失したことによつて前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する。

(登録機関)

第二十三條 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで(第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。)に規定する環境大臣の事務(以下「登録関係事務」という。)(のうち環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者(以下「登録機関」という。)(があるときは、その登録機関に行わせるものとする。

2 前項の登録(以下この節において「機関登録」という。)(は、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 (略)

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)(が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に必要な手続は、環境省令で定める。

一 (略)

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者(口において「動植物譲渡業者等」という。)(がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。)(であること。

ロ (略)

5 7 (略)

(手数料)

第二十九條 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、登録機関)に納めな

ければならない。

一 登録等を受けようとする者

二 登録票の再交付を受けようとする者

2 (略)

(特定国内種事業の届出)

第三十条 特定国内希少野生動物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を伴う事業(以下この節及び第六十二条第二号において「特定国内種事業」という。)を行おうとする者(次項に規定する者を除く。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一〜四 (略)

2〜5 (略)

(特定国際種事業の届出)

第三十二条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に關し特定器官等の種別に應じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業(以下この章及び第六十二条第二号において「特定国際種事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に應じて政令で定める大臣(以下この章において「特定国際種關係大臣」という。)に届け出なければならない。

一〜四 (略)

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機關の長(第三項において「環境大臣等」という。)は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議會の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2〜4 (略)

(認定保護増殖事業等)

第四十六条 国は、国内希少野生動物種の保存のため必要があるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であつてその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境大臣のその旨の確認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその

保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

4 (略)

第四十七条 認定保護増殖事業等(国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。)は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第九条、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項並びに第五十四条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3・4 (略)

(地方公共団体に対する助言その他の措置)

第五十三条 国は、地方公共団体が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第九条、第十二条第一項、第十五条第一項又は第三十七条第四項の規定に違反した者

二 第十一条第一項、第十四条、第十六条第一項若しくは第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第四項(第十三条第四項において準用する場合を含む。)、又は第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者

二 第十八条、第二十条の三第四項から第六項まで、第三十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十三条の四第二項又は第三十三条の六第四項の規定による命令に違反した者

三 偽りその他不正の手段により登録又は事前登録を受けた者

四 事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十条の三第一項本文に規定する記載をし、又は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をした者

五 第三十八条第四項の規定に違反した者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条又は第三十九条第五項の規定に違反した者

二 第三十条第一項若しくは第二項又は第三十三条の二の規定による届出をしないで特定国内種事業若しくは特定国際種事業を行い、又は虚偽の

届出をした者

- 三 第三十八条第五項において準用する第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 四 第三十九条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- 五 第三十九条第二項の規定による命令に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第八項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- 二 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 三 偽りその他不正の手段により第二十条第四項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付を受けた者
- 四 第二十条の三第一項ただし書又は第三項の規定に違反した者
- 五 第二十条の三第二項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第二十一条、第二十二条第一項又は第三十条第三項（同条第五項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 七 第三十三条第一項（同条第二項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 八 偽りその他不正の手段により第三十三条の七第一項の認定を受けた者
- 九 第三十三条の七第四項の規定に違反した者
- 十 第四十一条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 十一 第四十二条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条、第六十二条又は第六十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）（抄）

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号及び八に掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〇五 (略)

六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十八条第一号（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十九条第二号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十二条第一号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第六号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条（同法第五十八条第一号、第五十九条第二号、第六十二条第一号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。））、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。以下同じ。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

七 (略)

2 (略)

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）（抄）

第十二条第一項中「関する基準に適合していないと認めるとき」の下に「、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十八条第一号（同法第十二条第一項（希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）以下同じ。）、第五十九条第二号（同法第十八条（希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）以下同じ。）、第六十二条第一号（同法第十七条（希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）以下同じ。）、第六十三条第六号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第二項（国際希少野生動物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）以下同じ。）若しくは第六十五条（同法第五十八条第一号、第五十九条第二号、第六十二条第一号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。））、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。））に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。））に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者